

IoT 関連技術の IPC 改正プロジェクトの動向について

特許庁審査第一部調整課 審査企画室 特許分類企画班長

内藤 康彰



要 約

第四次産業革命関連技術が進展する中、Internet of Things (IoT) を活用したビジネスの増加が見込まれている。それに伴い、IoT 関連技術に関する先行技術文献を適切に調査するために、IoT 関連技術に関する特許分類の新設が望まれていた。このようなニーズに応えるために、日本国特許庁 (Japan Patent Office, JPO) は 2016 年に広域ファセット ZIT を新設した。その後、JPO は ZIT の内容を踏まえて、五庁分類作業部会 (IP5 Working Group 1: IP5 WG1) を経て、IPC に IoT 関連技術のための特許分類を新設することを IPC リビジョン作業部会にて世界知的所有権機関 (WIPO) に提案した。五庁及び IPC 同盟国であるストラスブール協定加盟国との国際的な議論の結果、2019 年 5 月に開催された IPC リビジョン作業部会にて、IoT 関連技術に関する IPC サブクラス G16Y が 2020 年 1 月に発効することが決定した。ZIT と G16Y はその定義や観点に異なる箇所があり、その点を踏まえて、今後の付与運用について検討している段階である。本稿では、ZIT の新設及び細展開、IPC 改正を経て発効する G16Y、ZIT と G16Y の定義などについて述べる。

目次

1. はじめに
2. IoT に関する広域ファセット ZIT について
 2. 1. 経緯
 2. 2. ファセット分類記号
 2. 3. IoT に関する広域ファセット ZIT の細展開
 2. 4. IoT に関する広域ファセット ZIT の細展開項目の付与状況
 2. 5. IPC で整理した ZIT の付与状況
 2. 6. IoT 関連発明に対応した審査体制の整備
3. IoT に関する特許分類の IPC 化
 3. 1. IPC 改正
 3. 2. IoT 関連技術に関する IPC 改正
 3. 3. IPC の新サブクラス G16Y の定義
4. まとめ

類作業部会 (IP5 Working Group 1: IP5 WG1) を経て、国際特許分類 (IPC) に IoT 関連技術のための分類を新設することを IPC リビジョン作業部会にて世界知的所有権機関 (WIPO) に提案した。五庁及び IPC 同盟国であるストラスブール協定加盟国との国際交渉の結果、2019 年 5 月に開催された IPC リビジョン作業部会にて、IoT に関する IPC として、サブクラス G16Y が 2020 年 1 月に発効することが決定された。本稿では、ZIT の新設及び細展開、IPC 改正を経て発効する G16Y、ZIT と G16Y の定義などについて述べる。

2. IoT に関する広域ファセット ZIT について

2. 1. 経緯

第四次産業革命に伴って技術が進展する中、AI などと共に IoT 関連技術が非常に注目されている。IoT は、従来ネットワークに接続されていなかったモノ (家庭用電化製品、自動車、ウェアラブル機器など) をネットワークと接続し、情報のやりとりを行うことで、データの収集や解析、作業の効率化など、様々な効果を生み出す技術である。近年、情報通信技術の発展や、センサデバイスなどの電子デバイスの小型化が

1. はじめに

今回、Internet of Things (IoT) と知財の関係について、特許分類の観点から説明をさせていただくこととなった。日本国特許庁 (Japan Patent Office, JPO) はこれまでに IoT に関連したファセットである ZIT を新設し、技術分野・用途により ZIT の細展開を行った。その後、JPO は ZIT の内容を踏まえて、五庁分

進むことにより、IoT 関連技術の飛躍的な技術革新がなされている。特に第5世代移動通信システム（5G）関連技術の進展に伴いIoT 関連技術の発展がさらに加速することが予想されている。具体的には、2017年に84億台であった、インターネットに接続されるモノの数が、2020年では200億台以上となると予測されている⁽¹⁾。

IoT 関連技術を活用したビジネスの増加に伴い、IoT 関連技術に関する先行技術文献を適切に調査するために、IoT 関連技術に関する特許分類の新設が望まれていた。このようなニーズに応えるために、JPOは2016年に広域ファセット ZIT（以下“ZIT”と呼ぶ）を新設した^{(2),(3)}。ZITは、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技術に付与される。

ここで、広域ファセット分類記号とは全技術分野に横断して付与される分類記号である。以下、ファセット分類記号について説明する。

2. 2. ファセット分類記号

JPOが有する国内特許分類として、FI、Fタームは有名なものである。ファセット分類記号は一般には馴染みが薄いかもしいが、以下のような特徴を有している。ファセット分類記号は、FIで規定される技術分野の全範囲または一部範囲を、FIと異なる観点（例えば、複数のFIで規定される技術分野に跨がる技術分野横断的な観点）から展開する分類記号のことである。そして、ファセット分類記号はアルファベット三文字から構成されており、一番目のアルファベットは該当する技術範囲に対応したFIセクションの記号が用いられている。また、複数のFIセクションにまたがる広域ファセット分類記号の一番目の文字には「Z」が用いられる。

FタームはFIとは別の観点から技術を展開しており、Fタームとファセット分類記号は類似した特徴を有している。しかしながら、Fタームは、FIで規定される技術分野の一部範囲において展開され、その総数はファセット分類記号と比べて非常に多い。そして、広域ファセット分類記号はFIで規定される技術分野の全範囲にて展開される点で、Fタームと大きく異なっている。下記「2. 3. IoTに関する広域ファセット ZITの細展開」にて述べるように、IoT 関連技術は多岐に渡る技術分野にて適用されるものである

ことから、IoT 関連技術に関する特許分類は、全技術分野において対応する広域ファセット分類記号であるZITとして2016年11月14日に新設された。ZITは「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技術」に付与される。

2. 3. IoTに関する広域ファセット ZITの細展開

ZIT新設当初、ZITは用途別に細展開されていなかった。そのため、ZITを用いて検索を行うにあたり、様々な用途にて抽出ができずに不便な点があった。用途別の検索を可能とするため、2017年4月に12の用途別に細分化された広域ファセット分類記号が創設された。12の用途は、(1)農業用・漁業用・鉱業用、(2)製造業用、(3)電気、ガスまたは水道供給用、(4)ホームアンドビルディング用・家電用、(5)建設業用、(6)金融用、(7)サービス業用、(8)ヘルスケア用・社会福祉事業用、(9)ロジスティック用、(10)運輸用、(11)情報通信業用、(12)アミューズメント用・スポーツ用・ゲーム用である。

IoT 関連技術は従来ネットワークに接続されていなかったモノをネットワークに接続することで様々な効果を生み出すものである。そして、このIoT 関連技術をどの用途や目的に適用するかが本技術の特徴であると考えられる。そうすると、用途別に細展開することは、検索の観点から非常に有用であるといえる。各用途の広域ファセット分類記号は、ZITの下の階層に属するものであり、ZITが付与されるべき特許文献にのみ、用途別のファセット分類記号が付与され得る。1つの特許文献に対して、複数の用途別のファセット分類記号の付与が可能であり、細展開項目のどこにも含まれない用途の特許文献は最上位観点のZITが付与される。

表1 用途別に細分化された広域ファセット分類記号一覧

ZIT	Internet of Things [IoT]
ZJA	・農業用；漁業用；鉱業用
ZJC	・製造業用
ZJE	・電気、ガスまたは水道供給用
ZJG	・ホームアンドビルディング用；家電用
ZJI	・建設業用
ZJK	・金融用
ZJM	・サービス業用

ZJP	・ヘルスケア用, 例. 病院, 医療または診断; 社会福祉事業用
ZJR	・ロジスティックス用, 例. 倉庫, 積み荷, 配達または輸送
ZJT	・運輸用
ZJV	・情報通信用
ZJX	・アミューズメント用; スポーツ用; ゲーム用

2. 4. IoT に関する広域ファセット ZIT の細展開項目の付与状況

ZIT の細展開項目の付与状況を, 以下の図 1 に示す。図 1 に示されているように, 「ヘルスケア用」, 「運輸用」, 「アミューズメント用, スポーツ用, ゲーム用」, 「サービス業用」IoT 関連技術の割合が多く, これらで半数以上を占めている。

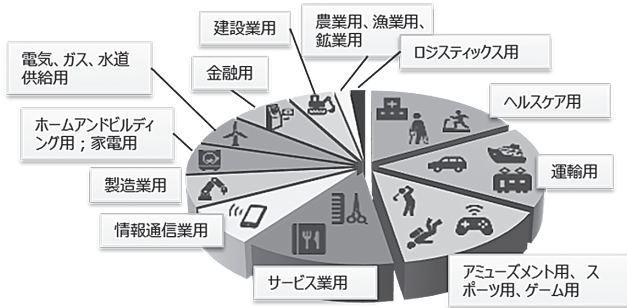


図 1 ZIT の細展開項目の付与状況 (2017 年 7 月末時点)

2. 5. IPC で整理した ZIT の付与状況

IPC で整理した ZIT の付与状況を以下の表 2 に示

A		B		C		D		E		F		G		H	
A01	28	B01	3	C02	1	D04	4	E01	3	F01	7	G01	292	H01	31
A24	1	B02	2	C03	1	D06	13	E02	9	F02	18	G02	13	H02	108
A41	3	B22	2	C08	1	Total	17	E03	5	F03	5	G03	37	H03	4
A43	6	B23	12	C12	2			E04	4	F04	3	G04	3	H04	406
A45	4	B24	2	Total	8			E05	13	F16	6	G05	92	H05	41
A47	30	B25	17					E06	1	F21	12	G06	1260	Total	590
A61	199	B29	9					Total	35	F24	41	G07	157		
A62	3	B32	2							F25	28	G08	398		
A63	120	B33	9							F26	3	G09	129		
Total	394	B41	50							Total	123	G10	29		
		B42	3									G16	168		
		B60	160									Total	2578		
		B61	16												
		B62	10												
		B63	7												
		B64	8												
		B65	45												
		B66	31												
		B67	5												
		Total	393												

65 Number of IPC classes allocated with ZIT

131 Total number of IPC Classes (2019.01 ver.)

As of 23.1.2019

No.	Class symbol	Class title	Number of publications
1	G06	COMPUTING; CALCULATING; COUNTING;	1260
2	H04	ELECTRIC COMMUNICATION TECHNIQUE	406
3	G08	SIGNALLING	398
4	G01	MEASURING; TESTING	292
5	A61	MEDICAL OR VETERINARY SCIENCE; HYGIENE	199

表 2 IPC で整理した ZIT の付与状況 (2019 年 1 月 23 日時点)

ず、外国特許文献を、網羅的かつ容易に IoT 関連技術を検索するために、IoT 関連技術に関する IPC を新設することとなった。

2. 6. IoT 関連発明に対応した審査体制の整備

IoT 関連技術に関する IPC 新設に移る前に、IoT 関連発明に対応した審査体制の整備について、以下説明する。上記 2. 4. 及び 2. 5. にて述べたように、IoT 関連技術の用途は、「ヘルスケア用」、「運輸用」、「アミューズメント用、スポーツ用、ゲーム用」、「サービス業用」など、多岐に渡っている。また、IoT 関連技術の進展に伴い、これまで情報通信技術との関連が少なかった様々な業種において、IoT 関連発明の出願が増加する見込みである。

これらを考慮して、JPO では適切な審査が行われるよう、IoT 関連技術に関する特許審査事例の公表を行ってきた。そして、以下の図 2 に記載されているように IoT 関連技術に関する審査体制を整備した。

具体的には、JPO 内部に、管理職員等 9 名からなる IoT 委員会と、同委員会委員及び IoT 関連発明に精通した IoT 担当官 40 人から構成される IoT 審査チームを発足させた。IoT 審査チームは、最新の IoT 関連技術や審査事例についての知見を逐次蓄積・共有する。IoT 委員会は、IoT 関連技術に関する審査の判断を統一することを目的として、審査事例の収集及び特許審査施策の検討等を行う。そして、IoT 担当官は、IoT 関連技術を審査する各分野の審査官と協議を実施し、IoT 担当官の知見を活用した質の高い審査を実現するよう努めている。また、IoT 担当官は協議を通じて、IoT 関連技術に関する特許分類が特許文献に対して適切に付与されているかについて確認を行う。

このように IoT 関連技術に関する特許審査体制を整備することにより、IoT 関連技術に関して均質な特許審査を担保し、イノベーションの促進に必要な特許の着実な取得を支援するよう試みている。

3. IoT に関する特許分類の IPC 化

3. 1. IPC 改正

IoT 関連技術に関する IPC 改正に向けた取組について述べる前に、IPC 改正一般について以下説明する。

IPC は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールであり、先行技術文献検索等のために無くてはならないものである。しかしながら、約 19 万項目の FI、約 25 万項目の Cooperative Patent Classification (CPC) と比べて、IPC は約 7 万項目と項目数が少なく、効率的な検索を行うためのツールとして十分に機能するとは言いがたい。また、様々な技術がめまぐるしく進展していく中、それに合わせて IPC を改正する必要がある。上記のような状況の中、WIPO において年 2 回開催される IPC リビジョン作業部会にて、IPC 同盟国であるストラズブル協定加盟国間で IPC 改正プロジェクトについて議論が行われている。そして、承認がなされると、IPC 改正プロジェクトの分類表発効が決定される。IPC 改正プロジェクトは五庁 (JPO、米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office, USPTO)、欧州特許庁 (European Patent Office, EPO)、中国国家知識産権局 (China National Intellectual Property Administration, CNIPA)、韓国特許庁 (Korean Intellectual Property Office, KIPO)) 発か、それ以外かで IPC 改正のプロセスが異なっている。

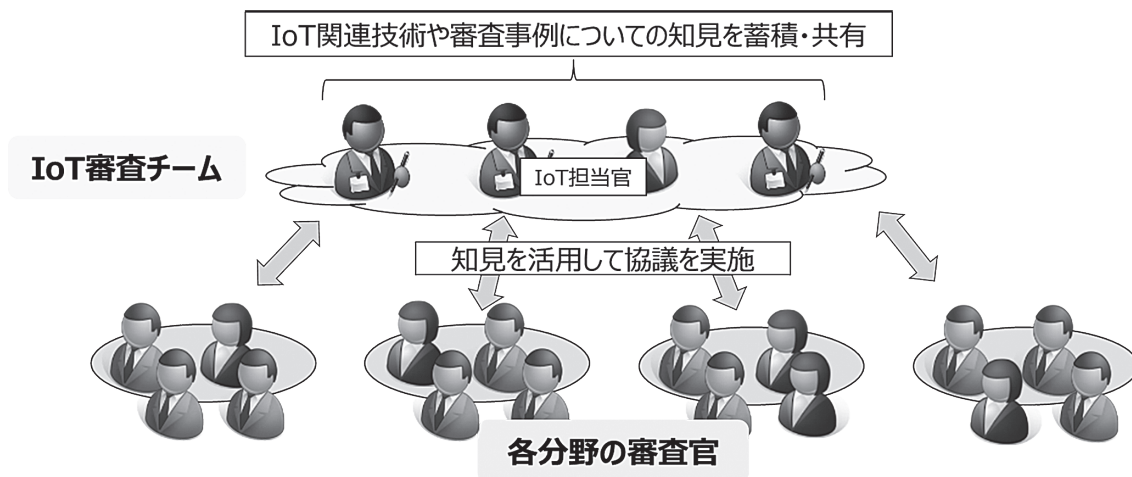


図 2 IoT 審査チームのイメージ

現在の五庁発 IPC 改正プロジェクトは、Global Classification Initiative (GCI) に基づくものである。2013 年 1 月に USPTO から GCI 構築の提案がなされ、同年 6 月に開催の第 6 回五庁長官会合にて GCI の実施について合意された。GCI は、JPO の国内特許分類である FI、F タームと、EPO 及び USPTO の国内特許分類である CPC とが整合している技術分野の特許分類を IPC に導入する Activity I と、新規技術に対応した IPC を五庁協働で提案する Activity II からなっている。Activity I では、FI 改正を通じて FI と CPC とを整合させようとする J プロジェクトと、CPC 改正を通じて FI と CPC とを整合させようとする E プロジェクトの 2 種類から開始される。その後、提案内容を IPC 改正プロジェクト化するか否かを議論する段階の P プロジェクトを経て、IPC 改正段階の F プロジェクト（五庁 (Five offices) 発のプロジェクトなので、「F プロジェクト」という）となる。五庁段階の F プロジェクトは、五庁が合意できる分類表の作成を行うプロジェクトである。五庁での合意の後に、IPC 段階の F プロジェクトに進み、五庁提案の分類表に対してストラスブル協定加盟国を交えて検討を行う。対して、新規技術に関する IPC 改正プロセスである Activity II においては、P プロジェクトから開始して、五庁の F プロジェクトに進む。五庁発 IPC プロジェクトである F プロジェクトは、年 2 回開催される IP5 WG1 にて、次の IPC 段階に進むべきか否か検討される。Activity I、Activity II どちらの場合であっても、IPC 段階に進んだ F プロジェクトについては、IPC リビジョン作業部会にてストラスブル協定加盟国で議論され、承認が得られれば、新 IPC の発効が決定される。

他方、五庁以外発案の IPC 改正プロジェクトについては、IP5 WG1 での検討を行わずに、最初からストラスブル協定加盟国にて検討される。五庁発と異なり、まず初期提案である RQ プロジェクトが提案され、その後に非五庁発 IPC 改正プロジェクトである C プロジェクトに移行して良いか、ストラスブル協定加盟国にて検討される。晴れて C プロジェクトに進んだ際には、IPC リビジョン作業部会にて議論される。

3. 2. IoT 関連技術に関する IPC 改正

JPO は ZIT の内容を踏まえて、IP5 WG1 にて、

IPC に IoT 関連技術のための特許分類を創設することを提案した。2017 年から五庁段階にて活発に議論を行った結果、2019 年 3 月に JPO が取りまとめている IoT に関する分類改正プロジェクトが五庁で合意され、IPC リビジョン作業部会での検討段階に進んだ。そして、2019 年 5 月に開催された IPC リビジョン作業部会にて、IPC のサブクラス G16Y として 2020 年 1 月に発効することが決定した。IoT 関連技術のための IPC 策定に向けた国際的な議論の結果、G16Y は、ZIT の用途に関する付与観点に対応する「業種」（下記表 3 に示された分類表の G16Y10/00 参照）に加え、「モノにより探知または収集された情報」（同分類表の G16Y20/00 参照）、「IoT インフラストラクチャ」（同分類表の G16Y30/00 参照）、「情報処理の目的に特徴がある IoT」（同分類表の G16Y40/00 参照）という新たな観点を、それぞれ細展開して付加した内容となっている。G16Y は、このように多観点を取り入れた特許分類である。なお、この特許分類に該当する IoT の定義や業種の細展開について、ZIT の定義や用途とは一致しない内容も含むものとなっていることに留意されたい。

3. 3. IPC の新サブクラス G16Y の定義

G16Y の定義は分類表の Note 部分に以下のように記載されている（和訳は仮訳である）。また、ZIT の定義をその下に記載する。

G16Y の定義

1. このサブクラスはモノがその内部状態またはその外部環境から情報を探知および収集することを可能にし、およびこれらのモノをインターネットに直接的にまたは間接的に接続することを可能にする技術が組み込まれた物体（“モノ”）の相互ネットワークングを包含する。ここで情報はモノまたは他の機器、例. サーバー、により処理され、モノ、他のモノまたは他の機器に出力される。（以下略）

2. このサブクラスは以下のものを包含しない：

— 単なる監視、例. 監視カメラ、または単なる制御、例. 遠隔制御装置

— 汎用の計算機および通信機器、例. コンピュータまたは電話機

（3. 以下略）

ZIT の定義

「モノ」がネットワークと接続されることで得られ

る情報を活用し、新たな価値・サービスを創造する技術に付与される分類記号

G16Y の定義については、国際的な議論において、ZIT の本質的な定義を維持しつつストラスブル協定加盟国各国の意見を踏まえ採択された経緯から、以下の点で ZIT の定義から変更されている。

(1) 対象となる IoT として、ZIT では、ネットワー

クに接続されたものであるのに対して、G16Y では、インターネットに接続されたものに限定される点。

(2) ZIT では「新たな価値・サービスを創造する」との観点から、単にネットワークと接続している技術を排除しているのに対して、G16Y では、上記観点を採用せず、汎用の計算機および通信機器、単なる監視または単なる制御といった汎用的な機器や機能を付与対

表3 サブクラス G16Y の分類表 (和訳は仮訳)

シンボル	ドット	タイトル
G16Y	サブクラス	モノのインターネット [IoT] に特に適合される情報通信技術
G16Y	注	<p>1. このサブクラスはモノがその内部状態またはその外部環境から情報を探知および収集することを可能にし、およびこれらのモノをインターネットに直接的にまたは間接的に接続することを可能にする技術が組み込まれた物体(“モノ”)の相互ネットワーキングを包含する。ここで情報はモノまたは他の機器、例. サーバー、により処理され、モノ、他のモノまたは他の機器に出力される。</p> <p>— “インターネットに直接的に接続する”とはモノがインターネット上の通信に使われる、インターネットアドレス空間のネットワークアドレスを持つことを意味する。</p> <p>— “インターネットに間接的に接続する”とはモノがプロキシデバイスに接続し、プロキシデバイスがインターネットアドレス空間のネットワークアドレスを持ち、モノの代わりにインターネット上で通信することを意味する。</p> <p>— インターネットアドレス空間のネットワークアドレスはインターネットのデバイスを固有に識別するアドレスである。</p> <p>2. このサブクラスは以下のものを包含しない：</p> <p>— 単なる監視、例. 監視カメラ、または単なる制御、例. 遠隔制御装置</p> <p>— 汎用の計算機および通信機器、例. コンピュータまたは電話機</p> <p>3. このサブクラスは、このサブクラスの分類記号と他のサブクラスからの分類記号とを組み合わせることにより、IoTに関連する主題事項の補完的なサーチを可能とすることを意図している。したがって、このサブクラスは、IPCの他の場所にも完全にまたは部分的に包含されているかもしれないIoT(例. 検出またはナビゲーション)の特徴を包含する。</p> <p>4. このサブクラスは、主題事項が他の分類箇所において既にそれ自体として分類されており、IoTの観点を含むときに、その主題事項を義務的に補足的に分類するためのものである。</p> <p>5. このサブクラスの分類記号は、特許文献に付与されるとき、先頭には掲載されない。</p> <p>6. このサブクラスが導入された時点では体系的な再分類はなされていない。このサブクラスの分類記号を用いてサーチを行う場合は、2020年より前に公表された多くの文書がサブクラスG16Yに分類されていないことに注意するべきである。</p>
G16Y 10/00		業種
G16Y 10/05	•	農業
G16Y 10/10	•	林業
G16Y 10/15	•	漁業
G16Y 10/20	•	鉱業
G16Y 10/25	•	製造業
G16Y 10/30	•	建設業
G16Y 10/35	•	公益事業、例. 電気、ガスまたは水
G16Y 10/40	•	運輸、交通
G16Y 10/45	•	商業
G16Y 10/50	•	金融；保険
G16Y 10/55	•	教育
G16Y 10/60	•	健康；福祉
G16Y 10/65	•	エンターテインメントまたは娯楽；スポーツ

G16Y 10/70	•	放送
G16Y 10/75	•	情報技術；通信
G16Y 10/80	•	ホーム；建物
G16Y 10/90	•	化学
G16Y 20/00		モノにより探知または収集された情報
G16Y 20/10	•	環境に関するもの，例．温度；場所に関連するもの
G16Y 20/20	•	モノそれ自体に関するもの
G16Y 20/30	•	資源に関するもの，例．消費電力
G16Y 20/40	•	個人情報に関するもの，例．生体情報，記録または嗜好
G16Y 30/00		IoT インフラストラクチャ
G16Y 30/10	•	その安全性
G16Y 40/00		情報処理の目的に特徴がある IoT
G16Y 40/10	•	検知；監視
G16Y 40/20	•	分析；診断
G16Y 40/30	•	制御
G16Y 40/35	••	モノの管理，すなわちポリシーに従ったまたは特定の目的を達成するための制御
G16Y 40/40	•	モノの保守
G16Y 40/50	•	安全；モノ，使用者，データまたはシステムの安全性
G16Y 40/60	•	位置決め；ナビゲーション

象から除外することを明示している点。なお、ZIT の定義における「新たな価値・サービスを創造する」とは、得られる情報を活用して新たな情報を生成し、生成された新たな情報を提供すること、または、生成された新たな情報を活用して動作することをいう。

ZIT と G16Y の定義の主な相違点について、以下表 4 に記載する。

表 4 ZIT と G16Y の定義の主な相違点

G16Y	ZIT
インターネットに直接的にまたは間接的に接続	ネットワーク
モノ（汎用の計算機および通信機器，例．コンピュータまたは電話機，を除く）	モノ
収集したデータの処理及び出力（単なる監視または単なる制御を除く）	新たな価値・サービスを創造

上記（1）及び（2）の変更点を踏まえて、IoT 関連技術に関する IPC サブクラス G16Y の付与を行っていくのであるが、具体的な付与運用等については、現在検討中である。

また、G16Y の付与について、以下のように分類表の Note 部分 4 及び 5 に記載されている（和訳は仮訳である）。

4. このサブクラスは、主題事項が他の分類箇所において既にそれ自体として分類されており、IoT の観点を含むときに、その主題事項を義務的に補足的に分類するためのものである。

5. このサブクラスの分類記号は、特許文献に付与される時、先頭には掲載されない。

すなわち、G16Y はそれ単独で特許文献に付与されるものではなく、その特許文献の主題事項を義務的に補足的に分類するためのものである。このように様々な技術分野の特許文献について、義務的に補足的に分類することで網羅的かつ国際的な特許文献検索に対応することが可能となる。

IPC はセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループと階層が深くなっていく縦型構造が基本である。しかしながら、IoT をはじめとする第四次産業革命関連の技術においては、分野横断的な多観点からの特許分類改正が必要となっているとされている⁽³⁾。分野横断的な横型の特許分類改正については、改正の方針が定まっておらず、改正プロジェクトごとに対応が異なっている。今後は、他の第四次産業革命関連技術において、どのように特許分類改正を行っていくのか、引き続き動向を注視していきたい。

4. まとめ

第四次産業革命関連技術が進展する中、IoT を活用したビジネスの増加が見込まれている。それに伴い、IoT 関連技術に関する先行技術文献を適切に調査するために、IoT 関連技術に関する特許分類の新設が望まれていた。このようなニーズに応えるために、JPO は 2016 年に ZIT を新設した。その後、JPO は ZIT の内容を踏まえて、IP5 WG1 を経て、IPC に IoT 関連技術のための特許分類を新設することを IPC リビジョン作業部会にて WIPO に提案した。五庁及び IPC 同盟国であるストラスブール協定加盟国との国際的な議論の結果、2019 年 5 月に開催された IPC リビジョン作業部会にて、IoT 関連技術に関する IPC サブクラス G16Y が 2020 年 1 月に発効することが決定した。ZIT と G16Y はその定義や観点に異なる箇所があり、その点を踏まえて、今後の付与運用について検

討している段階である。G16Y の発効により、IoT 関連技術を国際的かつ網羅的に検索できるようになったことは、JPO にとってもユーザーにとっても非常に重要なことであると思う。IoT 以外の第四次産業革命に関する特許分類改正プロジェクトは今後も続いていくことから、引き続き動向を注視していきたい。

なお、本稿は、筆者の私見に基づくものであり、特許庁としての意見・見解を表明するものではない点にご留意願いたい。

(参考文献)

- (1) 山口祐一郎, 大野明良, 特技懇, No. 286, pp10~13
- (2) 渡部博樹「特許分類に関する最新動向」, Japio YEAR BOOK 2017, pp70~75
- (3) 渡部博樹「特許分類に関する最新動向」, Japio YEAR BOOK 2018, pp88~91

(原稿受領 2019.10.15)